

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

（介護休暇）

第12条の2 職員は、配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が認める関係にある者をいう。以下同じ。））、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹その他職員と同居している次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護休暇を受けることができる。

（1）父母の配偶者等

（2）配偶者等の父母の配偶者等

(3) 子の配偶者等

(4) 配偶者等の子

(5) 2親等の親族（祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。）

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、局長に対して行わなければならない。
- 4 局長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、局長に対し申し出なければならない。
- 6 局長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、局長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又

は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、歴に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

9 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。半日を単位とする介護休暇は、1日を通じ、1時間を単位とする介護休暇又は介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がない日に与えるものとする。

10 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第12条の3第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による）」を「育児休業規程第16条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第12条の5第3項を削り、同条第4項中「育児休業法第19条第1項の規定による」を「育児休業規程第16条第3項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に改め、「ある日」の次に「の子育て部分休暇」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第12条の6第6項中「次の各号に掲げる事由に該当する」を「当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった」に改め、同項各号を削る。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条第1項中「配偶者の父母」を「配偶者等の父母」に、「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第14条とし、第12条の6の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第13条 局長は、川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）育児休業条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 局長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための

措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 局長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。